

16 女性に関する特別規制

女性			根拠法条文
妊産婦			
妊娠中	産後1年(※1)		
	産前6週間(※2)	産後8週間	
	(請求があった場合) 就業禁止	(原則※3) 就業禁止	—
坑内労働全面禁止(※4)		(申出があった場合) 坑内労働全面禁止(※4)	—
坑内労働のうち人力による掘削業務などの作業禁止			労働基準法第64条の2 女性労働基準規則第1条
重量物取扱い(別表1)			
危険有害業務禁止(※5)	(申出があった場合) 危険有害業務禁止(※5)		—
化学物質取扱い作業場での業務禁止(※6)			労働基準法第64条の3 女性労働基準規則第2条
(請求があった場合) 時間外・休日・深夜労働禁止、変形労働時間制による法定時間外労働禁止			—
	(請求があった場合) 育児時間の付与(※7)		—
保健指導等の時間確保、指導事項に対する措置			男女雇用機会均等法第12,13条
(請求があった場合) 生理休暇の付与			—
その他、「育児・介護休業法」の規定も留意して下さい。			労働基準法第68条

※1) 妊娠4か月以上の分娩をいい、死産も含まれる。

※2) 多胎妊娠の場合は14週間。

※3) 産後6週間を経過した者が請求した場合で、医師が支障ないと認めた業務に就かせることは可。

※4) 女性技術者が坑内の管理・監督業務等に従事することは可。

※5～6) 別表2参照

※7) 通常の休憩時間のほかに、1日2回それぞれ少なくとも30分の育児時間を付与すること。

【別表1】 重量物を取り扱う業務

年 齢	重 量(単位 キログラム)	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満 16 歳 未 満	12 以上	8 以上
満 16 歳 以 上 満 18 歳 未 満	25 以上	15 以上
満 18 歳 以 上	30 以上	20 以上

【別表2】危険有害業務の就業制限

× → 就業不可
 △ → 産後1年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を申し出た場合、就業不可(※5)
 ○ → 就業可

就業させてはならない業務(要旨)	妊娠中	産後1年	左記以外
ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱い・溶接の業務	×	△	○
クレーン・デリック（つり上げ荷重5トン以上）、揚貨装置（制限荷重5トン以上）の運転の業務	×	△	○
運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除・給油・検査・修理又はベルトの掛換えの業務	×	△	○
クレーン・デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（補助作業者を除く）	×	△	○
動力により駆動される土木建築用機械・船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○
丸のこ盤（直径＝250 mm以上（横切用及び自動送り装置を有するものを除く））・帯のこ盤（のこ車直径＝750 mm以上（自動送り装置を有するものを除く））に木材を送給する業務	×	△	○
操車場構内における軌道車両の入換え、連結、解放の業務	×	△	○
蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いる金属加工の業務	×	△	○
動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いる厚さ8 mm以上の鋼板加工の業務	×	△	○
岩石・鉱物の破砕機・粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○
土砂崩壊のおそれのある場所又は深さ5 m以上の地穴における業務	×	○	○
墜落により危害を受けるおそれのある場所（高さ5 m以上）における業務	×	○	○
足場の組立て・解体又は変更（地上又は床上での補助作業を除く）の業務	×	△	○
立木（胸高直径350 mm以上）の伐採の業務	×	△	○
機械集材装置、運材索道等を用いて木材を搬出の業務	×	△	○
一定の化学物質(別表2-2)を取り扱う作業において、(※6) ・作業環境測定結果が「第3管理区分」(作業場所中の有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態)となった屋内作業場での業務 ・タンク内等で呼吸用保護具の使用が義務づけられている業務	×	×	×
多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	×	△	○
多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務	×	△	○
異常気圧下における業務	×	△	○
さく岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いる業務	×	×	○

【別表2-2】対象化学物質

特定化学物質障害予防規則の適用を受けるもの		
	物質名	管理濃度
1	塩素化ビフェニル(PCB)	0.01 mg/m ³
2	アクリルアミド	0.1 mg/m ³
3	エチルベンゼン	20ppm
4	エチレンイミン	0.05ppm
5	エチレンオキシド	1ppm
6	カドミウム化合物 ※	0.05 mg/m ³
7	クロム酸塩 ※	0.05 mg/m ³
8	五酸化バナジウム ※	0.03 mg/m ³
9	水銀およびその無機化合物 (硫化水銀を除く)	0.025 mg/m ³
10	塩化ニッケル(Ⅱ) ※ (粉状のものに限る)	0.1 mg/m ³
11	スチレン	20ppm
12	テトラクロロエチレン(パークロ ルエチレン)	50ppm
13	トリクロロエチレン	10ppm
14	砒素化合物 ※ (アルシンと砒化ガリウムを除く)	0.003 mg/m ³
15	ベータープロピオラクトン	0.5ppm

16	ペンタクロルフェノール(PCP)お よびそのナトリウム塩	0.5 mg/m ³
17	マンガン <small>(注)マンガン化合物は対象となりません</small>	0.2 mg/m ³

鉛中毒予防規則の適用を受けるもの		
	物質名	管理濃度
18	鉛およびその化合物	0.05 mg/m ³

有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの		
	物質名	管理濃度
19	エチレングリコールモノエチルエーテル (セロソルブ)	5ppm
20	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート(セロセルブアセテート)	5ppm
21	エチレングリコールモノエチルエーテル (メチルセロソルブ)	0.1ppm
22	キシレン	50ppm
23	N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
24	トルエン	20ppm
25	二硫化炭素	1ppm
26	メタノール	200ppm

※ カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体は対象となりません。

※ 上記3、11～13、19～26の物質を含む有機溶剤の混合物について、作業環境測定及び評価を行った結果、第3管理区分に区部された屋内作業場における業務については、それぞれの物質の測定値が当該物質の管理濃度以下であっても、女性労働者を就労させてはいけません。

○これらの化学物質について、以下の業務に女性が就業することが禁止されています

労働安全衛生法
令に基づく作業環
境測定を行い、
「第3管理区分」と
なった屋内作業
場での業務



タンク、船倉内な
どで規制対象の化
学物質を取り扱う業
務で、呼吸用保護
具の使用が義務付
けられているもの

